

上越市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する規程を次のように定め、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月27日提出

上越市教育委員会教育長 早川 義裕

上越市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する規程

(上越市教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第1条 上越市教育委員会事務決裁規程(昭和47年上越市教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「課長及び」を「課長及び室長、」に改め、同条第15号中「副課長、」を「副課長、副室長」に改める。

別表第1の表中40の項を41の項とし、2の項から39の項までを1項ずつ繰り下げ、1の項の次に次の1項を加える。

2 要綱及び要領の制定改廃をすること。	重要なもの	軽易なもの		
---------------------	-------	-------	--	--

別表第1備考4中「12の項」を「13の項」に改め、同表備考5中「10の項、11の項、12の項」を「11の項、12の項、13の項」に、「28の項」を「29の項」に改める。

別表第2の表教育総務課の項中「任命」を「任免」に改め、同項の次に次のように加える。

地域クラブ活動推進室	中学校における部活動改革並びに地域における子どもたちのスポーツ及び文化活動の環境整備に関する事務を処理すること。
------------	--

(上越市教育委員会文書規程の一部改正)

第2条 上越市教育委員会文書規程(昭和48年上越市教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第29条の表中上教総の項の次に次のように加える。

上教地	地域クラブ活動推進室
-----	------------

(上越市教育委員会事務局職員の標準的な職を定める規程の一部改正)

第3条 上越市教育委員会事務局職員の標準的な職を定める規程(平成28年上越市教育委

員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条の表2の項職の欄中「高田図書館の館長に限る」を「中央公民館の館長を除く」に改め、同表3の項職の欄中「高田図書館の館長を除く」を「中央公民館の館長に限る」に改め、「副課長」の次に「、室長」を加える。

第5条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

規則第2条に規定する副主幹及び副主任の職に任命された職員の職務に係る標準的な職は、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の右欄に定める職のうちから別に定める。

職	標準的な職
規則第2条に規定する副主幹	副課長又は係長
規則第2条に規定する副主査	係長又は主任

(上越市教育委員会文書規程の一部を改正する規程の一部改正)

第4条 上越市教育委員会文書規程の一部を改正する規程(令和5年上越市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条の改正規定中「第4号から第8号までを2号ずつ繰り下げ」を「第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同条第6号中「課等」を「課、室」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。